

平成 2 4 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 9 号

函館市屋外広告物条例の一部改正について

函館市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 2 4 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市屋外広告物条例の一部を改正する条例

函館市屋外広告物条例（平成 1 7 年函館市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 1 項第 5 号中「前各号」の後ろに「または次号」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

屋外広告物法の一部改正に伴い、未成年者が屋外広告業の登録を受けようとする場合において、その法定代理人が法人である場合の当該法人の役員が登録拒否事由に該当するときは、登録を拒否することとするため